

第七回 参議院建設委員会會議録第十九号

(四九二)

昭和二十五年四月十九日(水曜日)午後二時十九分開会

本日の会議に付した事件

○首都建設法案(衆議院提出)

○建築士法案(衆議院提出)

○委員長(中川幸平君) それでは只今より建設委員会を開会いたします。

○安部定君 もう質疑は前回も随分あつたようですが、外にもうないのじやないか、打切られたらどうですか。

○委員長(中川幸平君) 安部さんの質疑打切りの動議に御異議ございませんか。

○赤木正雄君 ちよつと懇談に入りたいと思ひますので、速記を止めて頂きたいと思ひます。

○委員長(中川幸平君) ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(中川幸平君) 速記を始めて。別に御発言もございませんようですから、御質疑は盡きたものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川幸平君) 御異議はないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のある方はそれ／＼賛否を明かにして順次御発言を願ひます。

○赤木正雄君 この法案に対しては相当論議いたしました。今日の国家情勢

第十六部 建設委員会會議録第十九号 昭和二十五年四月十九日【参議院】

において、果してこれがいいか悪いかは十分検討する点もありました。併しこの際これを通すといひました。一つの仕事をすることに相当年限ということも重要なことと思ひます。その観点からして或いはこれを五年とか、或いは十年とか、年限を切るということも一つの考え方と思ひます。併しいろいろな関係もございいますから、これは少くともそういう年限を考えてやるべきものだ、こういうことを提案者の方でも十分お考えの上、特に修正しなくても、年限は修正したと同じような効力を持つということをお私に十分お考えを願ひたいと思ひます。或いは五年でできないものなら七年でも結構です。特にそのことを強くお考えの上この法案が活きるようにして欲しい、私はこう思ひます。

○石坂重一君 私はこの法案に対して種々の考を持つておるのであります。が、段々調べて見ますという、首都建設の遅々として進まざる理由は首都たるが故に、各種の官庁その他の機関が多く輻輳しておりますために、一々その了解を経る、交渉を重ねるといふことのために、在再歳月を経過しておるといふことに大なる痛がある。かくのごとき大所高所から、国家の力を以て建設に一段の努力を拂わなかつたならば、我が国の首都としての体面は長く保つことができないといふことに意見が到達したのであります。私共はこの場合において、首都の建設を極めて文明各国に劣らざるように建設し、

且つその速度も余り長く、徒らに歳月を費すといふことのないように当局者が責任を負うて促進をさして貰うという意味において、本案を必要法案なりと確信いたしまして、党を代表いたしまして本案に賛成するものであります。

○委員長(中川幸平君) 他に御意見もないようでありますから、討論は終了したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川幸平君) 御異議ないものと認めます。直ちに採決に入りたいと思ひます。本法案を原案通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔総員挙手〕

○委員長(中川幸平君) 全員賛成と認めます。よつて本案は全会一致原案通り可決すべきものと決定いたしました。

尚本会議における委員長長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條によつて予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願ふことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川幸平君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出

する報告書につき多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

赤木 正雄 石坂 豊一
大隅 憲二 佐々木 鹿藏
安部 定 久松 定武

○委員長(中川幸平君) それでは次に建築士法案を議題に供します。質疑の

○北條秀一君 この前に私は質問いたしましたのでありますが、重複するので誠に恐縮であります。もう一度念を押したいのであります。即ちこの附則の2の五の十五年の問題と同附則3の五の十年、これはいづれにいたしまして

今回は建設大臣が選考するわけでありますから、選考するに當つてこれは厳重な条件をつけるということはどう考へても合理的でないと考へるのです。でありますから、これは一級建築士の方は十年、二級建築士の方は五年で、それで十分選考を受け得る資格があるといふことにすることが、現在の日本の実情に最も適するといふことは前に申し上げた通りであります。先程田中さんは、衆議院においてもそういう意見があつたのだという話だつたのです。これは結局修正にならずにこうなつた。これはどうしても直さなければならんと私は考へておりますが、十年、十五年にしようと思へられるならば、結局十五年、十年になつたとい

その間の事情を、述べ得るだけもう一度述べて頂きたいと思ひます。

○衆議院議員(田中角榮君) 北條さんにお答えいたしますが、御質問の趣旨は十分了解できるのであります。私達自身も本法案の立案に対しては経験年限という問題に対しても非常に深く考へたのであります。併し原案によりますと、この実務の経験というものが除かれておつたのであります。これは御承知の通り、測量法が前の議會で兩院を通過いたしまして、現在法律になつておるのであります。尚第一回の試験の告示が現在行われております。この測量法に對しまして現在の日本の実情に即さないといふので、当然本法案を提出いたすと同時に、並行いたして一部改正を行いたいという考を持つておつたのであります。いわゆる測量法は私が申し上げるまでもなく、官庁の測量を行う非常に高度の技術を必要とするものであります。いわゆるおのうに厳密なる条件が要求せられたのであります。現在東京都あたりで、現に官庁の測量に従事してゐる人々二千数百人の中、實際にその規定を適用せられた場合に、二百数十人乃至三百人くらいしか有資格者がないといふような実情がありましたので、これが改正といふことに對しまして、改正案を提出いたす予定で、関係各方面と折衝をいたしておつたのであります。併しその結果、測量法に對しましては高度の技術を要求せられる測量に對して、その資格を緩やかにするとい

うことはよろしくない、而も緩やかにするといふよりも、緩やかにし過ぎるではないかといふようなお考があつたやうでありまして、遂に今国会に提案することができなかつたという状態であります。併しその測量法とこの法律案を比べますときに、測量法で以て改正を狙つた程度まで緩和をしておるのであります。勿論この法律案に對しましては、一級、二級建築士という制度を作るもの自体においてもちよつとしたおかしさがありますが、この問題も現在の日本の現状といふことを考へて、本法法律案の目的を達する高度の技術保持といふことに逆行しない程度に、而も現状をよく把握して落伍者のないやうにといふことを考へましたために、この條文になつたやうな次第であります。建築士法案は、日本のみならず、各国においてもすでに法制化されておるのであります。が、アメリカ等においては一級建築士、二級建築士といふがごときものに分けられておりません。日本においても当然一級、二級といふものが高度の技術水準に達した場合、この段階といふものが取除かれ、俗に建築士といふ名称にならなければならぬのであります。が、現在の状態ではそこまで一遍に飛躍することは実情に即しない。併し本法法律案の目的とするところの高度の技術といふことを考へますときには、現表面と調和しながら而も一級建築士になり得る道を拓くといふことに對して、緩に過ぎず嚴に過ぎずといふので、現在のように十年、十五年といふことになつたやうな次第であります。尚、この十五年といふことに對しては、十二年案、十年案といふものも当初私達にお

いても考へられたのであります。が、この五項の挿入に對しても相當なむずかしさがありまして、現在の状態ではここに記載してある十年及び十五年で止むを得ないといふやうに考へておるわけであります。

○北條秀一君 問題はこの年数と実務の経験といふ二つの條件が問題だと思ひますが、只今のお話で後の意見は別に保留いたしまして、次にこの一級及び二級の建築士の選考委員を置くことになつておりますが、この選考委員はどういふやうな範圍から選ばれるのか。即ちこれは關係官庁の職員と、それから学識経験者といふことになつておりますが、この学識経験者といふのは実は曲者なんで、学識といふ字がついて経験となると、どうも学校出ばかりを選んでゐるといふ弊害が歴然たるものであります。従つてこの選考委員をどういふやうにして選ぶかといふ問題が非常に重要な問題になつて来ると思ひますが、これについて提案者は何らかのお考を持つておられますか。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えいたします。試験委員、選考委員については、その業務の重要性に鑑みまして、人選についても、建設大臣が審議會その他各方面の意見を斟酌いたしまして十分慎重に決定せらるべきものと考へております。尚概ね建築士又は従来建築士としての経験の深い人々の中から選ばれる、こゝいうやうに考へております。当初の建設省で作り出した当時の原案としはしては、大体第一回目はこの法律が公布せられておりますので、第一回目の法案が終らない場合に建築士といふものができないので、大体この種法案の選考委員が普通選ば

れておりますやうに、官庁職員を主軸とした学識経験者といふものを考へておつたやうであります。私達はこの案には相當難色を持つておりまして、当然現在法制の裏付けがなくとも建築士として立派に業務を行い、その実績を挙げておる方々があることは御承知の通りであります。而もこの建築士法案の目的を考へますときに、これが選考委員に對しては、当然建築士が選考委員に當ることが至当である、こゝいうやうに考へておつたわけでありまして、第一回目の選考が終りました、第二回からの試験委員に對しましては、勿論建築士ができますので、この建築士から殆んど試験委員が選考せられることはこれは當然であります。が、第一回目のこの選考委員を委嘱する場合は、現在建築士をしておられる方々、而も当然本法案が公布せられた時は十分その有資格者として選考され得る人達の中から試験委員は選ばなければならぬ、こゝいうやうに考へておるわけでありまして、向その中で只今御質問になりました通り、学識経験者といふのがありますが、これは地方等におきまして建築士が全部出揃わないという場合があるものであります。その場合特に学識経験者、而も社会に明るく、而も何人か見てもこの選考委員に適當であるといふ者が少数選ばれて選考委員になることも支障はないと、この枠を非常に厳密に限定いたしました。その試験を行ふところの選考委員等に對しましては非常にむずかしい問題が起きて来ますので、多少そこに幅を持たしたわけでありまして、

○北條秀一君 この建築士法案と建築業法との關係について、ちよつと承りた

いと思ひますが、建築業法によると三十万円以下の輕微なところの仕事は登録建築業者がやらんでもよい。尤も三十万円といふものは法律上はありませんが、輕微な仕事は登録建築業者はやらんでも宜しいといふことになつておりますが、そゝういたしますと、この建築士が一級建築士はどういう範圍を基礎にするか、或いは二級建築士はどういう範圍を基礎にするかといふことと、……理窟を言ふと、極く山の中で多数の人間が集會するような家を建てる、例へば木曾の山の中で木材の非常に安いところで建てる、東京で当然五十万円かかるところが向うは二十万円ぐらいでできる。而もそれが公共の集會所である、そゝういふ場合に、そゝういふ山の中に一級建築士がいなくて、こゝういふことになると、これはわざ／＼費用をかけて岐阜の山の中から岐阜市に出て来て、そこで一級建築士を雇つてやる、こゝういふことになつて、現在都市におる建築士に田舎はいつも貢をするといふことになつて来るのですが、そゝういふ点についてはどういふやうにお考へになつておりますか。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えいたします。實際的に考へますと、そゝういふ事例も起り得ると思つたのであります。が、これは北條さんの御意見に反駁するわけではありませんが、こゝういふものは非常に少いのではないかと考へておるものであります。前に御説明申し上げましたが、一級建築士の目的としておりますのは、大体鉄筋コンクリートで作る特殊な構造力学その他の基礎知識を必要とする、いわゆる高度の技術を必要とするものに限つておるのであります。先程申されま

したやうに、建築業法による即ち三十万円以下……これは五十万円といふやうな案もあつたのであります。が、三十万円以下といふやうな工事は当然この建築士法によらなくてもできるのであります。併し、この法律案施行によつて建築に支障を来たすといふことは先づなからうといふことは考へ得ると思ひます。もう一つは、この木曾の山の中で以て特殊な建物を作るというやうな場合に、集會所、映画館、学校その他になつておるのであります。が、そゝういふ大きなものを造るといふことになる、公共的な性格も非常に起きて参ります。特に高度のよい技術といふものも当然要求せられるのであります。その中には今まで各府県の、特に山の中にあるところの三階建の旅館といふやうなものが考へられておつたのです。が、これは次に申しますところの建築基準法でも相當の論議されたのであります。が、やはりこゝういふやうに公共性を帯びた且つ高度の技術を要求せられるものでありながら、こゝういふ制度がなかつたために、都市の大きさんだけがこれを行なつておつたことは幾らかあるかといふと、それは非常に少いのであります。が、たまさか大きなマイナスを起す。そゝういふ事例を考へますときに、こゝういふ特殊なものに對して、多少の犠牲があつても本法によるところの建築士の設計、業務監理を受けた方が将来に對するマイナスを事前に防止でき得るといふ観点から言つて至当ではないかといふやうに考へておるのであります。而もその場合考へますことは、多少これが設計監理に對して費用が嵩み、工事費といふものが多くなるとは言ひますけれども、そゝう

いと思ひますが、建築業法によると三十万円以下の輕微なところの仕事は登録建築業者がやらんでもよい。尤も三十万円といふものは法律上はありませんが、輕微な仕事は登録建築業者はやらんでも宜しいといふことになつておりますが、そゝういたしますと、この建築士が一級建築士はどういう範圍を基礎にするか、或いは二級建築士はどういう範圍を基礎にするかといふことと、……理窟を言ふと、極く山の中で多数の人間が集會するような家を建てる、例へば木曾の山の中で木材の非常に安いところで建てる、東京で当然五十万円かかるところが向うは二十万円ぐらいでできる。而もそれが公共の集會所である、そゝういふ場合に、そゝういふ山の中に一級建築士がいなくて、こゝういふことになると、これはわざ／＼費用をかけて岐阜の山の中から岐阜市に出て来て、そこで一級建築士を雇つてやる、こゝういふことになつて、現在都市におる建築士に田舎はいつも貢をするといふことになつて来るのですが、そゝういふ点についてはどういふやうにお考へになつておりますか。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えいたします。實際的に考へますと、そゝういふ事例も起り得ると思つたのであります。が、これは北條さんの御意見に反駁するわけではありませんが、こゝういふものは非常に少いのではないかと考へておるものであります。前に御説明申し上げましたが、一級建築士の目的としておりますのは、大体鉄筋コンクリートで作る特殊な構造力学その他の基礎知識を必要とする、いわゆる高度の技術を必要とするものに限つておるのであります。先程申されま

したやうに、建築業法による即ち三十万円以下……これは五十万円といふやうな案もあつたのであります。が、三十万円以下といふやうな工事は当然この建築士法によらなくてもできるのであります。併し、この法律案施行によつて建築に支障を来たすといふことは先づなからうといふことは考へ得ると思ひます。もう一つは、この木曾の山の中で以て特殊な建物を作るというやうな場合に、集會所、映画館、学校その他になつておるのであります。が、そゝういふ大きなものを造るといふことになる、公共的な性格も非常に起きて参ります。特に高度のよい技術といふものも当然要求せられるのであります。その中には今まで各府県の、特に山の中にあるところの三階建の旅館といふやうなものが考へられておつたのです。が、これは次に申しますところの建築基準法でも相當の論議されたのであります。が、やはりこゝういふやうに公共性を帯びた且つ高度の技術を要求せられるものでありながら、こゝういふ制度がなかつたために、都市の大きさんだけがこれを行なつておつたことは幾らかあるかといふと、それは非常に少いのであります。が、たまさか大きなマイナスを起す。そゝういふ事例を考へますときに、こゝういふ特殊なものに對して、多少の犠牲があつても本法によるところの建築士の設計、業務監理を受けた方が将来に對するマイナスを事前に防止でき得るといふ観点から言つて至当ではないかといふやうに考へておるのであります。而もその場合考へますことは、多少これが設計監理に對して費用が嵩み、工事費といふものが多くなるとは言ひますけれども、そゝう

したやうに、建築業法による即ち三十万円以下……これは五十万円といふやうな案もあつたのであります。が、三十万円以下といふやうな工事は当然この建築士法によらなくてもできるのであります。併し、この法律案施行によつて建築に支障を来たすといふことは先づなからうといふことは考へ得ると思ひます。もう一つは、この木曾の山の中で以て特殊な建物を作るというやうな場合に、集會所、映画館、学校その他になつておるのであります。が、そゝういふ大きなものを造るといふことになる、公共的な性格も非常に起きて参ります。特に高度のよい技術といふものも当然要求せられるのであります。その中には今まで各府県の、特に山の中にあるところの三階建の旅館といふやうなものが考へられておつたのです。が、これは次に申しますところの建築基準法でも相當の論議されたのであります。が、やはりこゝういふやうに公共性を帯びた且つ高度の技術を要求せられるものでありながら、こゝういふ制度がなかつたために、都市の大きさんだけがこれを行なつておつたことは幾らかあるかといふと、それは非常に少いのであります。が、たまさか大きなマイナスを起す。そゝういふ事例を考へますときに、こゝういふ特殊なものに對して、多少の犠牲があつても本法によるところの建築士の設計、業務監理を受けた方が将来に對するマイナスを事前に防止でき得るといふ観点から言つて至当ではないかといふやうに考へておるのであります。而もその場合考へますことは、多少これが設計監理に對して費用が嵩み、工事費といふものが多くなるとは言ひますけれども、そゝう

したやうに、建築業法による即ち三十万円以下……これは五十万円といふやうな案もあつたのであります。が、三十万円以下といふやうな工事は当然この建築士法によらなくてもできるのであります。併し、この法律案施行によつて建築に支障を来たすといふことは先づなからうといふことは考へ得ると思ひます。もう一つは、この木曾の山の中で以て特殊な建物を作るというやうな場合に、集會所、映画館、学校その他になつておるのであります。が、そゝういふ大きなものを造るといふことになる、公共的な性格も非常に起きて参ります。特に高度のよい技術といふものも当然要求せられるのであります。その中には今まで各府県の、特に山の中にあるところの三階建の旅館といふやうなものが考へられておつたのです。が、これは次に申しますところの建築基準法でも相當の論議されたのであります。が、やはりこゝういふやうに公共性を帯びた且つ高度の技術を要求せられるものでありながら、こゝういふ制度がなかつたために、都市の大きさんだけがこれを行なつておつたことは幾らかあるかといふと、それは非常に少いのであります。が、たまさか大きなマイナスを起す。そゝういふ事例を考へますときに、こゝういふ特殊なものに對して、多少の犠牲があつても本法によるところの建築士の設計、業務監理を受けた方が将来に對するマイナスを事前に防止でき得るといふ観点から言つて至当ではないかといふやうに考へておるのであります。而もその場合考へますことは、多少これが設計監理に對して費用が嵩み、工事費といふものが多くなるとは言ひますけれども、そゝう

したやうに、建築業法による即ち三十万円以下……これは五十万円といふやうな案もあつたのであります。が、三十万円以下といふやうな工事は当然この建築士法によらなくてもできるのであります。併し、この法律案施行によつて建築に支障を来たすといふことは先づなからうといふことは考へ得ると思ひます。もう一つは、この木曾の山の中で以て特殊な建物を作るというやうな場合に、集會所、映画館、学校その他になつておるのであります。が、そゝういふ大きなものを造るといふことになる、公共的な性格も非常に起きて参ります。特に高度のよい技術といふものも当然要求せられるのであります。その中には今まで各府県の、特に山の中にあるところの三階建の旅館といふやうなものが考へられておつたのです。が、これは次に申しますところの建築基準法でも相當の論議されたのであります。が、やはりこゝういふやうに公共性を帯びた且つ高度の技術を要求せられるものでありながら、こゝういふ制度がなかつたために、都市の大きさんだけがこれを行なつておつたことは幾らかあるかといふと、それは非常に少いのであります。が、たまさか大きなマイナスを起す。そゝういふ事例を考へますときに、こゝういふ特殊なものに對して、多少の犠牲があつても本法によるところの建築士の設計、業務監理を受けた方が将来に對するマイナスを事前に防止でき得るといふ観点から言つて至当ではないかといふやうに考へておるのであります。而もその場合考へますことは、多少これが設計監理に對して費用が嵩み、工事費といふものが多くなるとは言ひますけれども、そゝう

いう懸念は多分にありますから、これは建物のいわゆる安全性、質の向上という面から見たときには、そういう多少の犠牲を拂われても、具体的には大きなプラスになるのではないかと、このように考えておるのであります。

○北條秀一君 それは今の田中さんの御意見は私は反対なのです。そういうふうに本当の経験者が今日まで日本のあらゆる公共物を建築して来たのであります。これらの経験者の建てられた公共物は、どちらかというといわゆる学校出の建てた家よりも遙かに事故が少なかった事実が世の中にはあつたのではないかと。つい先だつての東京都庁の土砂の崩れによつて八人か七人かの人間が死にましたのは、あれは決して従来の方法でやつたのではなしに、学校出やその他立派な人がやつたのであります。そういうところから行くと、今の田中さんの御説と逆行しておるのではないかと思ひますが、それはさて置きまして、今手許に配付された建築士法案第三條の規定による建築士でなければ工事監理をしてはならないという法律案の條文がありますが、これはどういふ關係にあるでしょうか。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えいたします。これは私が手許に持つておるものと同じだと思ひのであります。が、一級、二級の建築士でなければ行ふことができないという基準に對しましては、これは本法を提出いたしました当初の事情を簡單に御説明申し上げますと、市街地建築法を廃し、現在のバラック令、臨時建築制限令その他を統合いたしました、建築基準法という抜本的な基準法律案を提出いたしました。

て、それと表裏一体の姉妹法として提出を準備いたしておつたようなわけでございます。然るに建築基準法が極めて遅れたので建築士法を現在別に審議を煩わしておるわけでありまして、大体において建築基準法の中にこのういふものを織込むというふうなことをしております。併し建築基準法が本国会に提案せられないというような場合には、別に基準に對しては單行法で以てなされなければならぬということ、を、当初提案理由の御説明の當時に申述べたような状態でありまして。

○北條秀一君 それから建築士法案の第三條の二項に基いて、別に法律で定める、法律で定めるといふのはこれです。

○衆議院議員(田中角榮君) 案です。

○北條秀一君 これですね。

○衆議院議員(田中角榮君) はあ。

○佐々木慶藏君 私もお尋ねして見たのですが、建築士を置く場合に試験したとき間に合うだけの建築士が直ちにできるか、これが一点。それから二点、例えば十二坪の家を建てるときに、建築士に要する費用は幾らかかるか。それから会社において建築士を社員として採用した場合に差支ないか。それから建築士の月収は何程を適當と思つておるか。建築士がおるために工事が遅れる虞れはないか。この五点について御質問いたします。

○衆議院議員(田中角榮君) 佐々木議員にお答えいたします。現在、第一問の現在建築士法を制定した場合、必要人員が直ぐできるかというお問いであります。これに對しましては、現在、一級建築士、本法案を施行した直後の一級建築士が一人、二級

建築士が三万人というくらいに推定いたしておりますので、現在の状況から考えましては、この法律公布直後に不足を来たすということは考えられないと、こう考えます。それはもう少し具体的に申上げますと、現在はこの法律案が通りまして、経過規定を設けておりました、その経過規定の狙うところは、現在この業務を、現に完全に遂行しているものは、その選考から漏れたことのないようにという実情に即したと考えられる経過規定を設けられておりますので、現在事業を行なつておられる方々は無試験で拾い上げられるということになりますから、現在の人員より減るということは殆んど考えられないというふうな状態であり

第二には、十二坪に對する問題であります。勿論本法は高度の技術を必要とするものについて限つて一級、二級建築士でなければ工事を設計並びに業務監理を行うことができないというのでありますから、大体において、現在十二坪、十五坪、二十坪、三十坪とか、現在の建築制限令で以て許可せられてゐるようなものは、法律案ができましたら、当然今までと同じく、誰でも設計できるのでありますから、この法律案を施行することによつて、経費がかかるということはありません。

第三番目は、建築士を備へ入れてよろしいかということでありまして、これはいづれで備へ入れましてもよろしいのであります。或る一つの会社が建築士を備へまして、それに設計を行はせ、且つ業務監理をさせるということとは、現在各会社が建築専門家を營繕

係としてこれを雇ひ、事業の代行をせしめてゐるということと全然變りはありません。

建築士の月収でございますが、これはまあ資格に對して制限を設けておりますが、建築士そのものは自由営業でありますので、現在の建築事務所と同じであります。一人当たり幾らということとは算定できないと思ひますが、大体現在の建築事務所設計を行い、監督を行い、業務監理を行うという程度でもつて、総施行額の何倍というところが、現在の建築士会の規定になつておる通り、二分のところが、二分五厘、三分、高度のものは四分のところもあるでございますが、これは現在とそう違はないと思ひますが、違はないというよりも、現在は法律的にこの設計料といふものがごときものの取締規則がありまので、場合によつては特殊契約を結んでゐるところのものは、高度な設計料を徴収するといふ場合も起きて来るのであります。この法律案が施行せられますと、審議会において最高限度という大体の基準額が決められますので、俗に言う施行主と設計者の間にあこぎな真似をすることは法律において禁じられておりますので、工事監理を沢山行い、工事設計を沢山行つたものは必然的に収入が多くなるわけでありまして、それも現在とはさして變りはないというふうな考えでおります。

第五番目は、これは非常に重要な問題であらうと思ひます。この従来統制……ちよつと考えると統制といううな感じが起るのであります。が、多少現実的に工事が遅れるのじやないかということとは、これは非常に考えられ

る問題であります。法律案ができるよりも遅くなるということとは当然であります。私達もこれが普通の統制のための統制であり、これが實際の施行という面に對してマイナスが起るといふことは時間的な問題でありまして、これは非常に私達も考えた面でありまして、重要な御質問だと思ひますのであります。現在の建築士といふものを法制化したというくらいな状態でありまして、尙、その上に相當な責任と同時に権限も付與せられておりますので、そして又一面自由な営業でありますから、実績を挙げるといふ意味から考えても、特に偏狹であり且つ特別な性格の持主でない以上、自分の業務に精を出すということでありまして、現在の建築士といふものが行なつておる以上に、本法を提出することによつて、施行することによつて、工期がうんと遅れるということとはちよつと考えられないと思ひます。ただ先程北條さんが御質問になられましたように、特に今までは地元の大工さんだけでやつておつたものが、山の中などでかく建築士に相談しないと図面ができず上らんとするやうな面を考えますと、多少そこにある特殊な環境にあり、特殊な條件を具備した建築に對してだけ、現在よりも時間的に多少遅れるといふことはあると思ひますが、併しこれは建築士といふものが、投げやりではなく、自分の設計をし、工事をしたものに對しては、あらゆる責任を持たなければならぬという關係上、工事に着手する場合、直ちに工事竣功までの全計画書を作るたうと思ひます。が、その意味においては、多少着工が遅れるとしても、工事を竣功までの期

間を通算した場合に、私はむしろこれが軌道に乗れば、早くなるのじやないかということも考えられておるような次第であります。

○佐々木鹿藏君 私の質問はまだ二、三ありますが、意見は相当これに対して持っておりますが、又意見を述べることにいたします。

○委員長(中川幸平君) 住宅局の建築指導課長が説明員として参つておられますからどうぞ。

○赤木正雄君 この法案の目的は、今までやると建築される方が複雑な仕事をなさる、そういうことがあるからして、成るべく目的をよく把握して、合理的な計画工事の監督、そういうことをさせるというような大体的目的のように思いますが、そうですか。

○衆議院議員(田中角榮君) そうです。○赤木正雄君 それに対して、試験制度の問題であります。先程申す通りに、試験の目的に対して、ますます専門の知識を深めて行く、そういう点からこの法案が成立するならば、それも一段の進歩だと思います。そこで尋ねたいのは、その試験のことに對して、建築と土木は場合によつては同等のように認められてゐるように思ひます。例へて申しますと、正規の建築に関する課程を修めた者、今提案者の言われるように、建築と土木を、今まではどうか知りませんが、建築そのものの位置を高めて行くという場合に、いろいろのことを土木と建築とはおのづから学校の課程において違ひやせんか、こう思ふのですが、この試験に對して土木を出た者も、建築を出た者も同じに取扱う。これはどういふこと

ですか。

○衆議院議員(田中角榮君) 赤木さんの御質問にお答えいたします。受験資格に對しては、土木、建築を同等に認めたという問題に對しても、本法律案を起草いたしました当時から非常に考へたものであります。勿論建築士法でありましたので、当然これが対象は、學歷を言うならば建築の課程を修めた者というのを当初考へたのであります。が、現在の日本の現場関係におられる方々を考えますときに、大体土木出の方々も土木の課程を修めておりながら建築の実務も修めておる、建築の実務も修めた方々が土木をやつておる。日本のおいゆる建設部門の実態を見ます時には、特殊なものを除いては大体土木と建築とが渾然一体になつておるようでありました。而もこの受験資格に對しましては、學歷を重点とした面に對しましては、土木を専攻し、建築を専攻する、いずれの専攻者においても、基礎學課というものは大体同じものを修めておるわけでありました。これは赤木先生もよく御承知だと思ひますが、土木出身の方々は、一年二年で建築の一般構造から全部御修得になつております。建築として専門課程を終えられた人達も、一年二年の課程においては土木の基礎學課を全部修めておられる。現在の状態ではこれがもう少し時間的に経ちまして、この法律案施行後五年、十年といふものでもつゝ、高度な技術といふものを要求せられるという場合になつて、本法案の根本の目的が達せられるような時期が来しました時には、もつと強度な試験といふことが要求せられるかも知れませんが、現在の日本の実情において考えますと

きには、大体學歷という面を對象にする場合は、土木と建築卒業者を殆んど同等に考へても大した間違ひではないといふふうに多数の意見が決つたわけでありました。尚併し無試験でこれを通す場合、それから受験資格に對しても土木の卒業者は建築の卒業者よりも多少年限を、いわゆる実務年限を延ばしてはどうか、延ばすのが至当ではないかという意見もあつたのであります。この條文に記載いたしました通り、土木の技術者、土木の過程を終えられた人も建築の実務経験何年ということに規定いたしましたので、土木を終えられても建築の実務を、本法案に規定するだけ取つておるならば、当然建築の課程を終えて直ちに受験するという方々と同等に考へても殆んど大差なしといふふうに結論づけたわけでありました。

○赤木正雄君 今日の建築界といひますか、土木界と申しますか、なるほど土木をやつた人も建築の一部門を修めておりましよう。併しやまいしたしますと土木をやつた人で建築にあまりすると土木をやつた人で建築にあまり深い知識のない人が建築の仕事をするために、たま／＼い／＼な災害も起つて来る。そういう観点も考へるならば、先程北條委員が言われたように、場合によつては学校を出なくてもいいゆる宮大工というような者はとても今日の大学を出た者よりも立派な建築をしますから、そういう方面に重点をおいたならば、殊に建築そのものをもつと向上させようというお考があるならば、むしろ応用学科の方から言へば建築は建築だけ御採用なさつて、今日のなるほど現状においては土木をやつた者も建築もしなければならぬといひますけれども、それはそこに欠陥があり

ますから、そこをはつきりなさつた方がよくはないでしやうか。

○衆議院議員(田中角榮君) 赤木先生は土木出身であり、尚且つこういう御意見を拜聴するのでありますから誠に有難いのであります。が、どうも日本の現状におきましては原案はそのように考へておりました、尙民間各種団体の意見も徴しましたし、現在の官庁の意見も、各種専門技術家の意見も徴したのであります。が、現段階において土木と建築を同等に論じて大過なしという結論でありましたので、私もそう考へたのであります。これは土木、建築といふよりも何故機械工学、電気工学といふような附帶設備工学の技術も入れなかつたかという議論も又第二には出るものであります。そういう意味から、むしろこの限度の最小に喰止めたといふことであります。これを土木を除くといふことになりますると、この法律案がな／＼スムーズに成立しないといふふうに考へておるのであります。以上になつたような次第であります。

○赤木正雄君 提案者のおつしやつた通りに、土木を入れるならば、何故電氣を入れないか、もつとこれに類したものを何故入れないかといふふうに言いたくなるのです。本日に建築そのものを向上させようといふお考ならば、建築だけの方がむしろ今日の情勢においては、多少そぐはない点があるかも知れませんが、建築そのものの向上という意味から言へば、建築を主として土木その他のものは特に経験のある人、そこに重点をおき置きたつた方がよいように考へます。この点の質問は終ります。

それから試験官の問題でございます。十八頁に「一級建築士試験又は二級建築士試験に関する」云々とありまして、これは今それ／＼建設省でその試験官を命ずるようでありまして、どういふような人を試験官に委嘱するか、これは小さい問題のようでありまして、これによつて非常に實際問題として違つたことになる、これはどういふ御構想をお持ちですか。

○衆議院議員(田中角榮君) 先程も北條委員の御質問に述べました通り、大體建設大臣が指名いたしますと非常に不統一になるということも考へられますので、建設大臣がこれを指名し、又は委嘱するということにいたしましたのであります。が、この試験委員の主なるものは建築士を殆んど全部當てる。これは原案は官庁の職員三分の一、建築士三分の一、學識経験者三分の一といふふうでありましたが、私共の考へでは當然これは全部建築士でなければならぬ。まして土木工學者その他は建築士になり得るというのであります。から、そういう建築士を以て試験委員に任命することが至当であるといふふうに考へております。尙経過規定によるところの第一回の試験委員は、當然本法律案施行後建築士になり得る……現在法律的裏付けはありませんが、現在の建築士等の中から試験委員が選ばれるといふふうに考へます。特殊の地方等におきまして、その地方の特殊性を十分入れなければならぬ、そういう特殊な場合に限つてだけ、少數の學識経験者、いわゆるその特殊な問題に関する造詣の深い學識経験者を以て當てることのできるというふうに規定いたしましたのであります。

○赤木正雄君 これは政府委員にお尋ねしますが、今試験官は大体どういう範囲の人か分りましたが、それでこういうものの試験方法などございますが、今まで大体試験と言え、皆口述試験とか或いは筆記試験とかというので、銘々各自がやっておりますが、どういうような形で試験を行うか、そこまでお考えになっておりますか。

○説明員(内藤亮一君) 試験の方法につきましては、法案の第二十九條にもございますように、地方には地方建築士審議会がございまして、試験の方法につきましては、建築士審議会の意見を十分聴きましますことが一つと、それから田中代議士からお話ございましたように、試験委員も建設大臣が任命いたしましたし、その試験委員の意向も十分拜聴いたしまして、結局は建設大臣の責任で行うのでございますが、官僚的、一方面的な試験でなくて、中央建築士審議会の各委員の方々、或いは試験委員の方々の御意見を十分承つて、具体的にはやつて行きたい。かように思つておるのでありますが、一つの試案を申しますれば、最近人事院における採用試験のような、あるいは科学的と申しますか、個人的の主観の入らない試験の方法、それも一つの試験の方法でございますが、相当技術的な部分もございまして、あるいはような試験だけでは十分ではないかとも思つておるのでありますが、普通の筆記試験、従来の入学試験とか何かのよう

な、あるいは筆記試験になりますと、どうしても試験委員の主観が入り易いということが欠点とされておるうちに、私も聞いておるわけでございますが、まあそこらの点を十分建築士審議

会の意見なり、試験委員の皆様の意見を承つて、最も妥当であるというふうな試験の方法でやつて行きたい。かように思つております。

○赤木正雄君 先程土木建築のことを言いましたが、この法案は、これは建設省の方でも予めお打合せになつたもので、どうですか。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えいたします。この法律案は率直に申し上げますと、建築基準法と姉妹法といつて、建設省で当然出したという

す案の方が非常によろしい。こういう自信を持つて出したわけでありまして、併し建設省とも十分連絡を取つて現在に至つておるわけでありまして、向アメリカその他のこの種法案に對しましての比較も考えたのであります。が、大体現在の日本の実情において、こんな程度ではないかということも考えられて、御審議をお願いしたのであります。

○赤木正雄君 第十四條の四に「建設大臣が前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者」というふうで、大臣が前各号以上の知識及び技能を有すると認める者は当然該当するものですが、これも併し非常に漠たるもので、その間に具体的なものがあつて、殊に建築土木は技術でありますから、技術である以上は相当の尺度がなければならぬ。ただ大臣が知識技能ありと認める、何だか漠たるものである。この間にもつと確たる規定をお決めになるお考えはなかつたのですか。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えいたします。この問題も私達が非常に研究いたしましたのであります。特に建設大臣、いわゆる官僚統制にならないか、いわゆる府県知事が、建設大臣が

会等のあらゆる筋道を通つた後で、そこで決つたものを建設大臣がただ建設大臣名において、府県知事が府県知事名においてこれを行うという程度に、相当考えたつもりであります。併しこれは條文から見ると、建設大臣が、主格が建設大臣になつておりますので、当然主格を建設大臣にする場合

は、建設大臣は各審議会の意見を徴し何々と書けばいいのですけれども、この全條文を通じて、特にこの種今まで内閣提案の立法から比べまして、こういうものを非常に神経質に考えましてこゝまで持つて来ましたので、特にここに審議会の議を経てとか、それから何々をしてというのを書かなくとも、当然それがもうこの法案を一貫して流れる規則でありますので、書かなくても当然であるというふう

なのであります。而も建設大臣が前各号と同等以上の知識といふのは、これは大体外国の技術学校を出ました者といふことを、日本の法律案に余りはつきり書いておるような法律はありませ

出したという人は、この法律案によつて試験の受験資格を與えられるのであります。三年のところを二年半で中退してしまつた。殆んど同等以上という学力を認められながらも、実際に今までの杓子定規の感覚から言へば、そういう者は資格がない。まあとにかく一歩下がつた資格で受験せなければならなかつたのですが、これは実情を考えると、この條文を入れておくことによりまして、特に実情において卒業者と何ら変りないということが認められる場合、先に申上げました通り予備試験等の適切な処置によつてこれを登録する途を開くことが妥當であるといふふうなことをはつきり書いておらな

い條文を廣義に解釈しまして、いわゆる緩やかにし過ぎる嫌いがあると考えられるのであります。この法律の主目的が非常に明確になつておりますので、尚各種の専門者の意見を徴し、且つ審議会の議を経て行つておりますから、その懸念は本條文においては起らない、こういうふうな考えております。

○赤木正雄君 また先程の問題に關するので恐縮いたしますが、やはり審議会の方も無論建築プロパーの方もいらつしやいますし又土木を出て建築に入られた方もあると思ひます。それで今

五

建築プロパーの場合と土木をやつた人の場合は多少相違があつて然るべきことと思ひますが、どうでしょうか。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えいたします。これは私も当初におきましてはこれが一年乃至二年と経過年数を余計にすることが至当であるというふうに考えましたが、先程申し上げたように、大体現在この法案で規定しているような受験資格に對しましては、相当高度な試験を行うのでありますし、まああまり厳密に言つて能力者がありながらこれが受けられないというふうにするよりも、大体こんなところのいいじやないかと考えたわけであり

ます。それは私自身として考えまして、一年二年は当然余計でなければならぬというのが順当な考のようであり

ます。併しまあ御提案したような状況にありまして、これに對しましては学

界からもうこういうような要望があり

す。

○赤木正雄君 これと同じ要望ですか。

○衆議院議員(田中角榮君) 同じ要望があつたようであります。これはもう

いろいろ／＼な角度から考えまして、こ

の條文に落付くまでは殆んど四五ヶ月

かかつたと思ひます。そうしていろいろ

なものでやつて、まあ大体あらゆる者

も拾へるし、現状にこれが一番即して

おるだらうという状態でやつたのであ

ります。併し、而もこの次に於ける、現在

民間団体では長いこと考えておる、い

わゆる建築士に對して土木技術者に

資格を與えるという場合も、大体建築

と土木に對する學識を修めた人は大体

同等に土木學界でも考へておられる

というふうな考へでありましたので、

こういうふうになつたのであります。

すが、まあ専門の赤木先生がおられますから、土木の人達はそう建築は分らないというのでありましたが、一つ私達もつと考へたいと思ひます。

○赤木正雄君 それで質問してゐるのはこの土木士法案そのものではないと思ふのです。恐らくそういう時期が来れば……そういう場合にやはり建築、土木というのとは或る程度まではつきり區別した方が日本の技術を上にする上にいいと思ふものであります。でありますからして今日の情勢ではこれが適當かも知れませんが、これより日本の技術を上させる見地から言うならばもう少しこれは考へなければなら

ない。まあ併し今日はこれ以上私は質問しません、考へてこの次に質問しま

す。

○委員長(中川幸平君) 質疑は次回に

續けることにいたしまして今日はこれ

で散會いたします。

午後三時四十四分散會

出席者は左の通り。

委員長 中川 幸平君

理事 赤木 正雄君

委員 石坂 豊一君

大隅 憲二君

佐々木 鹿藏君

安部 定君

久松 定武君

北條 秀一君

田中 角榮君

衆議院議員

政府委員

建設政務次官 鈴木 仙八君

建設事務官 八嶋 三郎君

説明員
建設技官
(住宅局建築指導課長)
内藤 亮一君